平成２６年（フ）第２６６号
長野県塩尻市大字宗賀1642番地２　小井戸団地Ｈ－３
債務者　小林　正子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２７年（フ）第１号
長野県松本市村井町北２丁目14番23号　ツインヴィラ筑摩野105
債務者　籠田　早苗
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第１８９４号
名古屋市昭和区小坂町３丁目10番地
債務者　宇佐美常男
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１７１号
青森県南津軽郡田舎館村大字田舎舘字中辻158番地１
債務者　肥後　　緑
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２７年（フ）第４号
青森県弘前市大字和徳町183番地１　アップルサイドハイツＢ－201号
債務者　佐山　英子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２７年（フ）第５号
青森県弘前市大字和徳町183番地１　アップルサイドハイツＢ－201号
債務者　佐山　文彦
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２７年（フ）第１号
大分県佐伯市鶴岡西町２丁目269番地　さいき長寿苑そよ風
債務者　増尾　久幸
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係
平成２６年（フ）第６１９号
栃木県さくら市喜連川3822番地５
債務者　小川　昌子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第１号
栃木県大田原市上石上18番地５
債務者　唐橋　彩子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第７号
栃木県鹿沼市栄町１丁目22番地19　ラフォーレ北原Ｂ棟101号
債務者　駒場　秋雄
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第９号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目2563番地２
債務者　池田　　功
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２６年（フ）第５４４号
岡山市南区当新田59番地６
債務者　霜村　公子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第２３３号
静岡県富士市大淵1862番地の15、前住所静岡県富士市中野203番地の４
債務者　神尾まゆみ
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部
平成２６年（フ）第１８８３号
横浜市港北区大豆戸町1210番地１　ＴＯＰ新横浜209号室
債務者　武藤亜由美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第２０４９号
横浜市緑区竹山１丁目19番地７　日栄ハイム鴨居101号
債務者　小野寺由香
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第２０６９号
横浜市磯子区杉田５丁目26番１－314号
債務者　菅野　清司
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第２０８７号
横浜市港南区丸山台４丁目９番17－304号
債務者　前田　忠洋
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部